

消費者庁関連法の施行に伴う特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 施行規則の一部を改正する内閣府令・総務省令案の概要

第1 背景

平成二十一年通常国会（第171回国会）において、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号。以下「整備法」という。）が成立し6月5日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている。

消費者庁の設立にあたっては、次に掲げる特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成14年総務省令第66号）について所要の規定の整備等を行う必要がある。

第2 概要

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部改正案

（1）電子メールで用いられる通信方式

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「法律」という。）第2条第1項において、電子メールで用いられる通信方式は、総務省令で定めることとされているため、本施行規則（総務省令・内閣府令）からは、電子メールで用いられる通信方式を定める規定を削除する。

（2）総務大臣又は内閣総理大臣に対する申出の手続

整備法による改正後の法律第8条第1項に規定する電子メールの受信者による申出が、総務大臣に加えて内閣総理大臣に対しても行うことが可能となったことを受け、申出の手続について所要の改正を行う。

（3）登録送信適正化機関の登録の申請等

整備法による改正後の法律第14条第1項の規定により、登録送信適正化機関の登録を総務大臣及び内閣総理大臣が行うこととされたこと等を受け、登録送信適正化機関の登録の申請先に内閣総理大臣を加える等の改正を行う。